

## 布伦ターノ後期倫理思想の一側面

— 遺稿「J. マーティノー『倫理学説の諸類型』」に関する覚え書きを手がかりとして —

### An Aspect of Brentano's Later Ethics

— On his Manuscript titled “Notes on James Martineau's Types of Ethical Theory” —

村 若 修

Osamu MURAWAKA

#### 1. 本稿の目的

フランツ・布伦ターノ (1838-1917) の倫理思想は、1875年冬学期にウィーン大学で「実践哲学」講義が初めて行われてから晩年に至るまで、存在論や価値認識論の展開とともにその内容も変化している。そのことは、彼の講演『道徳的認識の源泉について』(以下では『源泉』と略記)や講義録『倫理学の基礎づけと構築』(以下では『構築』と略記)の編者註(前者はO. クラウス、後者はF. マイヤー=ヒレブランドによる)などからも明らかである。ただし、編者らは布伦ターノの後期思想に重きを置いて原文に註や付録をつけたり、文章を補ったりしたために、かえってその思想変遷の理解に混乱を招いた。そのような混乱を解きほぐし、布伦ターノ倫理思想の展開を跡づけた代表的な研究として、L. マカリスターの『フランツ・布伦ターノの倫理学の発展』が挙げられる。しかし、この著書でも後期思想が十全に解説されているわけではない。小論では、マカリスターも言及していない未公開の遺稿「マーティノー『倫理学説の諸類型』に関する覚え書き」<sup>(1)</sup>(以下「覚え書き」と略記)を取り上げ、前期から後期へと変化した一つの思想を描出した。その思想とは「報い」(Vergeltung)に関する思想である。

#### 2. 「覚え書き」に見られる特徴的な論点

『倫理学説の諸類型』(“Types of ethical theory” 1885, 1891)の著者ジェイムズ・マーティノー (James Martineau, 1805-1900) はキリスト教ユニテリアン派の牧師であり、本書は彼がマンチェスター・ニュー・カレッジ校長時代に著した本の中の一つである。本書は2巻から成り、彼独特の分類により古今の倫理学説が「非心理学的理論」と「心理学的理論」とに分けられ、第1巻が前者の叙述に、第2巻が後者の叙述に充てられている。本書についての「覚え書き」が口述筆記された経緯は明らかでないが、J. マーティノーは布伦ターノにとって、倫理学の心理学的な基礎づけという試みの先駆者であり、両者の親近性が布伦ターノや周囲の関心事であったことが推察できる。布伦ターノ倫理思想の理解という観点から、この「覚え書き」の特徴的な点を挙げてみる。

第一に、報いに関する考え方に変化が見られる。『構築』において、報いの要求は本能的、盲目的衝動に基づくものと捉えられていたが、「覚え書き」からは、報いの要求が「正しい情緒作用」に基づくものと考えられるようになったことが窺える。この点については、ブレンターノの従来の功利主義的立場（苦痛の減少が善であるとする立場）と矛盾しないのかという問題が生じる。

第二に、道徳的認識の客観性について、「共通心理学的」(koinopsychologisch) という語を用いて説明している。これはマーティノーが倫理学の類型化に用いた「他者心理学的」(heteropsychologisch) と「自己心理学的」(idiopsychologisch) の対立を不適切とした上で、ブレンターノが導入した概念である。『源泉』の編者序文でクラウスがブレンターノの道徳的認識論を、自律的でも他律的でもなく「正律的」(orthonomisch) と表現した点と通じるものであろう。

第三に、(第二点と関連して) 人は自分の行為よりも他者の行為について正しい道徳的認識に至りやすい、と主張している点も特徴的である。ブレンターノは、第三者が行為者の立場を想像しつつ働かせる情緒作用を「仮定的優先」(hypothetisches Vorziehen) と呼び、その情緒作用の正しさに基づいて、当の行為が道徳的かどうかを当事者よりも容易に判断できると考える。その理由は、仮定的な場合には、現実的な場合と比べて盲目的な刺激に左右されることが少なく、冷静に判断できるからである。

第二、第三の特徴については、『源泉』における価値認識論と関連づけ、改めて詳細に検討する必要がある。本稿では、報いの問題に的を絞り、思想の変遷を跡づけておきたい。

### 3. 前期思想 — 盲目的本能としての報復衝動

ウィーン大学で例年行われていた実践哲学の講義(1875/76冬学期～1894/5冬学期)において、報いに関する思想は自由意志論の中に現れる。というのも、報いの要求は一般に非決定論の重要な証拠と見なされており、ブレンターノは決定論者として、非決定論者の立論に反論を試みなければならなかったからである。

まず、一般に報いの要求が非決定論に有利な証拠となる理由を簡潔に示しておこう。決定論者の言うように意志の自由がないとすれば、人間は自分の行為の結果について責任を負うことができない。責任能力のない者が道徳的に悪いことをしても、それを非難し罰を与えることは不合理であるということになる。ところが、われわれは道徳的な悪を為した者に応分の罰を与えることを是としている。罰を与えることが正しいとするならば、その前提として行為者の責任能力を認めなければならず、行為者に責任を問えるとするならば、意志の自由が認められなければならない。このようにして、罰や責任に関する常識的な理解から、人間の意志の自由と非決定論が擁護されることになる。非決定論の立場では、報いの要求は賞罰の根拠として重要であり、それが道徳感情として正当化されるのである。

ブレンターノの自由意志をめぐる講義は、非決定論者と決定論者の対話の形をとって進行したようである。報いに関する議論の応酬を『構築』から抜き出してみよう。非決定論者の立場は次のようになる。

罰 (Strafe) の要求は、道徳的悪に対する嫌忌 (Abscheu) と結びついている。道徳的悪 (das sittlich Schlechte) は他のすべての害悪 (Übel) とは根本的に異なる種類の悪である。満たされない正義の感覚が、来世での報いに関する思想に慰めを見出すという諸事例が、このことを如実に示している。そのような来世での報いについて、私が憤慨している当の悪人は、それを受けないかもしれないし、いずれにせよそれを気にも留めないであろうが、怒れる道徳感情は、有用性を考慮してではなく、悪に対するたんなる内的嫌忌から、純粋な報いとしての罰を要求するのである。(GAE259)

これに対して決定論者は次のように反論する。

ここではいわゆる報復衝動 (Vergeltungstrieb) が拠り所とされている。しかしこの衝動は、それがどれほど強く主張しようと、盲目的本能であり、道徳的正当性を欠いている。悪人への嫌悪 (Misfallen) や嫌忌は理性的だが、苦しみと罪を負わせることを要求し、それを喜ぶことはそれ自身盲目的衝動である。この衝動は他の本能と同様に目的に適っている。なぜならそれは、理性的な熟考が罰に思い至る前に、すでに罰せられることへと促すからである。しかし、復讐衝動 (Rachetrieb) はそれ自身高次の感情ではなく、むしろ人間の心がもつ低次の激情に数え入れられる。しかもこの衝動は、刑罰の制度の合理的正当化に先立つのと同じく、この正当化の結果としてもわれわれに現れる。つまり、合法的に刑罰が科せられることが、教化 (bessern) のためであれ抑止 (abschrecken) のためであれ、目的に適っているとしてひとたび明示されると、正当な目的に役立たない場合にも罰を要求するような習慣が形成されうるのである。それはまるで守銭奴が、何に役立つのかも考えないで、お金を愛するようなものである。しかし、そのような要求は正当 (berechtigt) と呼ばれてはならない。(GAE259)

道徳的悪への嫌悪や嫌忌は、布伦ターノによれば、道徳的認識の源泉となる情緒作用である。つまり、この情緒は「正しいという特徴をもつ憎悪」(als richtig charakterisierter Haß) と呼ぶことができる。しかしこれに対して、応分の罰を要求する報復衝動は盲目的本能であり、低次の情緒である。したがって、布伦ターノは、正当な罰の根拠に報いの要求を含めることを拒否する。その代わりに罰を正当化する根拠として彼が挙げるのは有用性 (Nützlichkeit) である。有用性には二種類ある。一つは教育刑におけるように、犯罪者を教化し、犯罪を減少させるという効果であり、もう一つは予防刑 (die schützende Strafe) におけるように、民衆に刑罰に対する恐れを抱かせ、犯罪を予防するという効果である。

したがって、いずれかの仕方で理性的に刑を科し害悪を与える者は、より大きな善を意図している。そうでないならば、害悪を与え、苦痛や死を科する権利は、人間にはない。(GAE257f.)

しかも、これらの目的刑の有用性の説明には、非決定論よりもむしろ決定論の方が役に立つ。というのも、環境や教育による行動傾向の変化が期待できるということは、意志が他の要因によって決定されることを含意しているからである。(Vgl.GAE265)

このように、ウィーン時代のブレンターノは決定論者として、刑罰の根拠としての報いの要求を激しく拒絶していた。「たんなる復讐としての罰は、道徳的正当化を欠いている」(GAE264f.)と明言していたのである。

#### 4. 後期思想 — 正しい情緒に基づく報いの要求

「覚え書き」において、前期の思想は一変しているように見える。まず報いに関する記述を引用しておこう。<sup>(2)</sup>

私もその「報いの」特殊性を認めるが、しかし思うに、それが、動物のみならず人間もまた行為においてしばしば引き起こすような、たんに本能的な衝動ではないかぎり、ここには特別な優先の正しさが入り込んでいる：選択において、より自分に快適なものをより善いものに優先し、したがって不当に快適なもののプラスを得ようとした者には、たんにそのプラスが与えられないことだけでなく、相応のマイナスが与えられることを、われわれは好ましく思う (gefallen)。 (BM§5)

ここでは、報いの要求は「たんに本能的な衝動ではない」とされ、いわゆる「正しいという特徴をもつ優先」(als richtig charakterisierte Bevorzugung)を内に含む作用として捉えられている。しかも、ここに示されている好意 (Gefallen) の内容は「報いの法則」(Vergeltungsgesetz)とまで呼ばれ、いわば「優先公理」の一つとして取り扱われているのである。<sup>(3)</sup> ここには前期思想からの大きな隔たりを見て取ることができよう。

別の箇所では、報いの要求は、「賞讃と非難」(Lob und Tadel)との関連で説明されている。

彼 [マーティノー] は、非難がすでにその本質から公正な (gerecht) 報いとしての賞罰であると把握しているように思われる。この点で、彼は混乱の誹りを免れることはできない。非決定性は道徳性とは何の関係もないし (非決定性は決して証明されえない)、賞讃と非難はそれ自身賞罰とは何の関係もない。われわれは内的に非難することもあれば、過ぎ去った歴史に属し、その実行者がもはや苦痛を受けることのない行為を非難することもある。非難は、何か不正であり悪であることの説明以外の何ものでもない。しかも、この説明は論理的な誤りと倫理的な誤りを全く類比的に取り扱うのである。したがって、罰に値することないし賞に値することだけが決定的契機として後に残される。マーティノーは、われわれの報いの要求そのものを正しい (richtig) とみなした点では間違っていない。(ちなみに、単純な要求の正しさが問題になる場合、優先は無関係である)。われわれ

がすでに説明したように、ここには正当な好意 (Gefallen) の固有の対象がある。(BM§22a)

ここでブレンターノは、マーティノーの非決定論を批判しながらも、報いの要求を正しいと見なす点では評価している。そして、前の引用と同じく、報いの要求が正しい優先を含むことを示唆している。しかし、賞讃と非難がそうであるように、報いの要求も「それ自身賞罰とは何の関係もない」。つまり、非難によって説明される「罰に値する」という意識、および賞讃によって説明される「賞に値する」という意識は、現実の賞罰の要求とは異なるのである。これらの意識は正当な好意を含んでおり、その対象は、不当に得られたプラスには応分のマイナスを与え、不当にもたらされたマイナスには応分のプラスを与えるという「対称性」(Symmetrie)である。

しかしまや、報いの要求と賞罰とは深く関わらざるをえない。というのも、『構築』において、報いの要求は合理的な刑罰の根拠とはなりえなかったが、それが正しい優先を含むとなると、刑罰の根拠として取り上げられなければならないからである。このことを明確に示す遺稿が、『源泉』の付録に含まれている。「刑の根拠と刑の基準」と題されたこの遺稿は、国家が法律を犯した者に刑罰を科する根拠と量刑の基準を示そうとしたものである。<sup>(4)</sup> その中でブレンターノは、刑罰の根拠をやはりその目的に置き、最小限の刑罰で最大限の効果が得られることが望ましいと考えている。しかし、「復讐」(Rache)についても正当な量刑の契機として取り上げ、こう述べている。

国家も個人と同じく、悪い行為に対してあまり復讐すべきでないとしても、国家はその行為に相応の報いの基準を顧慮しなければならない。この基準は刑において決して超えられてはならない。同様に、個人にとってばかりでなく、国家にとっても相応の防衛の基準が存在する。ある者が私からリンゴを盗もうとし、私が彼を殺した場合にしかそれを防げないために、彼を殺すならば、私はこの基準をはるかに超えている。それゆえ国家も、リンゴの所有を保証するために死刑を科するならば、基準を超えることになる。(USE120)

つまり、応報刑の合理性をここでは認めているのである。しかし、裏を返せば、報いの要求は刑の根拠に過ぎない。実際の刑は、単純な応報刑ではなく、害悪を最小限にするという功利主義的な配慮の下で科せられなければならない。

ところで、以上のような思想の変化は、ブレンターノの決定論に影響を及ぼさないのであろうか。たしかに、前期思想において、彼は報復衝動を激しく非難してはいたが、正しい報いの要求が認められたとしても、決定論への影響はないと考えてよい。そのことはすでに『構築』において示されている。

道徳的悪に対する嫌悪が正当化されるのみならず、刑の合目的性へのあらゆる顧慮から切り離された報復衝動や、純粹に応報的な刑も承認されるならば、そのことは決定論に抗する根拠となるのではないか。決してそうではない。自由の証明はそこにはない。どんな選択においても常により悪いものを優先するほど、悪への誘惑に弱い人間がいたとしよう。

道徳的悪に固有の内的嫌忌とわれわれの怒りはその選択に向けられるだろう。それは、このような悪魔的人間を想定したミルが自ら適切に指摘するとおりである。その嫌忌に応報 (Vindikation) への正当な要求が結びつけられるとしても、それと同じことである。われわれはまたこの悪へと決定づけられた人間が、悪の程度に応じて懲らしめられるのを見たいと思うだろうし、他方では彼らと反対に有徳な人間に対して幸福と幸運を願うだろう。(GAE259f.)

この引用箇所には、当時のブレンターノの立場ではなかったにもかかわらず、後期思想を暗示するかのよう、正当な報いの要求が仮定されている。しかし、そのような仮定に立っても、決定論が脅かされることはないのである。

## 5. 報いの法則と楽天主義

さて、これまでに報いに関する前期思想と後期思想の対比が明らかになった。残る問題は、この変化が何を意味するかということである。少なくとも、ブレンターノは、それが決定論と非決定論の論争に直接的な影響を与えるとは考えていなかった。しかし、すでに見たように、それは刑罰の思想の変化に対応している。つまり、功利主義的な目的刑論者であった彼が、応報刑の正当性にも目を向けるようになったということである。そのきっかけが何であったかは残念ながら知る由もない。その代わりにここでは、彼の楽天主義的な世界観を背景に置くことで、この思想の変化を意味づけたい。

先の引用に続いて、『構築』には来世の報いに関する叙述がある。

しかし、来世の報いに関しては、われわれはカントに同意しうる。彼は有神論をある信念としか統一できないと知っていた。その信念とは、世界の発展は全体として、徳と幸福、悪徳と苦痛の調和を目指して進んでいるというものである。われわれはその調和を、ただ現在の状態に目をやるだけでも、しばしば非常に渴望している。というのも、世界全体がその無限の力の下に根をおろし安らうような、神聖な意志が存在するならば、その意志は、全体を促進するかぎりでのみ、そのような害悪を、とりわけ道徳的悪 (das sittlich Böse) を容認するであろう。たとえこのような連関が、われわれの意志には隠されたままであるうともそうである。その限りを尽くして悪だけを欲する諸力が存在するとしても、それらは、神的な悟性と意志によって導かれた世界においては、メフィストのごとく、「つねに悪を欲しつつ、つねに善を生み出す」力のごく一部に過ぎないだろう。(GAE260)

周知のように、カントは『実践理性批判』において、道徳的人格がいわば恩寵として来世で幸福を手にするを「最高善」と呼び、そのために魂の不死と神の存在を要請した。ブレンターノは、このような神による報いの実現、正義の実現に共感する。そして同じことを、われわれは現世でも

やはり渴望している。ただ、それは前期思想において、人為によって具体的に賞罰を与えようという要求ではなかった。そのような報いの要求は、善の促進という点から見て、正当性を欠いていると考えられたのである。

しかし、神の意志に委ねられていた正義の実現は、「覚え書き」では刑罰による人為的な正義の実現へと拡張される。本稿第4節最初の引用に続く箇所では、「報いの法則」について以下のように述べられている。

われわれは、世界史のなりゆきがこの法則にふさわしい秩序をもつということが、世界が公正な秩序をもつということであると考えている。このような考察から、マーティノーが意図したような、賞罰による報いが要求されるということだけでなく、不当に得られた快適さの程度に応じて要求される報いがどの程度であり、またその快適さの程度と引き替えに手放された財産への無思慮な損害がどの程度であるのか、さらにはもたらされた犠牲の大きさに応じた報償の程度も明らかになる。このような報いの法則でさえ、非決定論の教説の前提には決してならない。決定論の場合、さきほど言及した公正な世界秩序は依然として望ましい。この秩序は、万人にと同様、犯罪者にさえも幸福をもたらしうるであろう。そのうえ、一般に報いの法則の妥当性が確信されるならば、まさに決定論の立場から、最も実りある帰結が、すなわち誘惑 (Versuchung) に対する強力な対抗手段が、期待されなければならないであろう。(BM§5)

報いの法則は、正しい世界秩序を指し示しており、世界史はその秩序を実現する方向に向かわなければならない。しかし、それは必ずしも、人為を超えたところで予定調和的に実現されるものではない。前期思想では、人類にとってたんなる渴望に過ぎず、神の手に委ねられていた世界秩序の実現——すなわち正義の実現——は、いまや人為的に賞罰を与えることによって、実現されていかなければならない。それは具体的には、刑法など賞罰の制度を通じて、国家が悪への誘惑に対抗する手段を講じることにつながる。この手段の有効性を保証するのは非決定論ではなく決定論である。なぜなら、例えば刑罰による脅しが人々の意志に影響を与えうるという説明は、決定論的なものだからである。

言うまでもないが、報いの法則は一般的な世界観を支えるものであり、直接に個々の復讐心ないし報復衝動を肯定するものではない。最終的には「犯罪者にさえも幸福をもたらしうる」ということが世界秩序の理想である。ここにはブレンターノの楽天主義的世界観が現れている。

楽天主義は、神によって選ばれた世界秩序が最善のものであると述べるが、整合的にまた、この世界秩序は唯一善いものである……と主張しなければならないだろう。(BM§22a)

この世界を最善とする楽天主義は、「いつか必ず報われる」という「報いの法則」によって支えられている。しかし報いる主体は本来人間ではなく神である。この広い意味での「報いの法則」は、

カントの来世の報いへの同意からもわかるように、ブレンターノの生涯変わらない信念であった。しかし、個別的な報復衝動に基づいてなされる復讐や刑罰は、人為的に「報いの法則」を実現することであり、その連鎖が最善の世界を生み出すとは到底思われぬ。このような考えから、前期思想では報いの要求自体に正当性が認められなかったのであろう。これに対して、後期思想では、報いの要求に含まれる優先作用の正当性が認められ、「覚え書き」に示された狭い意味での「報いの法則」により、与えられるべき賞罰の量まで人為的に決定されうると考えられるようになる。いわば、正義は自然に実現されるものではなく、一部は自ら実現するものとなったのである。ただし、刑の思想において、目的刑を基本としながらも応報刑の考え方も取り入れられたように、正義の実現は功利主義との折衷を必要とするだろう。しかし、そこから規範倫理学にどのような変化が現れるのかは、より広範な研究を要する問題である。

最後に、弟子のウーティツの回想の中から、ブレンターノの人生にとって「報いの法則」がどのような意味をもっていたかを窺わせる一文を紹介しておこう。<sup>(5)</sup>ここでは、この法則は、われわれに生きる力を与えてくれる形而上学として捉えられている。

誰にも確実に訪れる死は、それが私たちから奪い去っていく人にとって、害悪と見なされてはなりません。シラーも臨終の床で、そのことを「死は普通のことだから」と説明しています。しかし残される私たちにとって、死は重要な教えなのです。この世の人生がいかにかに短いのか、しかも私たちはその人生を氣遣うことはなほ多く、往々にしてそれらの氣遣いは醜悪でもあるというのに、永遠なるものを目指す来世の人生のために、私たちは何をしているだろうか。そのために私たちは何かをなすうのか。またどうすればできるのか。報いある世界秩序を信じる者にのみ、この意味での活動の場が開かれています。しかもこの活動が際立っているのは、来世のために善が創造されるという期待に結びつくのは、純粹で美しく、気高い行為だけだという点です。……私たちがこの世に生を受けるとき、私たちの知るかぎり、何の心遣いもしませんでした。ところが気づいてみると、いかに多くのことが私たちのために準備されていたことでしょうか。来世でもまた同じでしょう。ただしきっと、過去と無関係にはないでしょう。公正な報いの法則 (das Gesetz der gerechten Vergeltung) を知るならば、私たちはすでに知っている自然法則と同じようにそれを利用し、ある種の拡張された力を身につけることができます。——ですからおわかりのように、形而上学は、理論学の中でも最も理論的なものではありませんが、他の知恵に劣らず力となるのです。それを利用しようとする者は幸いです。(Utitz108)

## ●註

- (1) 原資料は、グラーツ大学附属哲学研究所内のブレンターノ文庫に保管されている資料であり、本発表ではそれを発表者が閲覧、タイプしたものを用いている。原資料は、“Eth 4/2b”という分類記号の付いたファイルの中にあり、その整理番号は、B6901, B6904~B6946である。これらにはタイプ原稿のカーボンコピーも含まれているため、重複がある(ただし校正のための書き込みはそれぞれ異なる)。この“Bemerkungen zu James Martineaus Types of Ethical Theory”と題された一編の原稿は、カバーの記載や註記(B05130, B05131, B06924)



によれば、1907年4月12日にフィレンツェで女性筆者によって口述筆記され、その原稿の不明な部分はそのままにして、校正者フォラドーリ (Foradori) によってタイプ原稿に起こされた。1946年7月、それはリース (Rhees) の手でおそらくカスティール (Kastil) に渡された。これにカスティールらが校正の筆を加え、註を付したと推測される。

原稿は、マーティノー『倫理学説の諸類型』のそれぞれの巻に合わせてI (61行×1枚) とII (61行×17枚) に分けられ、Iは6パラグラフ、IIは25パラグラフから成る。(ただし、IIの第22パラグラフは2つあり、引用の際には便宜上それらにaとbを付して表記した。) なお、ブレンターノが読んだテキストは、編者の脚註によれば、原書第3版である。

- (2) 以下の引用箇所は、カスティールが『構築』の註33で、後期の報いの思想に言及した際に引用しようとしていた箇所を含んでいる。『構築』の校正段階で、この引用は何らかの理由で削除され、現在の版では「覚え書き」参照の指示があるだけである。引用削除前のタイプ草稿は、グラーツのブレンターノ文庫に保存されている(整理番号B06900およびB07499)。
- (3) ブレンターノの優先公理は価値公理と並んで「正しいという特徴をもつ情緒」から導かれる価値認識の公理であり、彼の功利主義的倫理学を基礎づけるものである(小倉181f.参照)。一般に功利主義は正義の取り扱いを不得手とするが、「覚え書き」においてブレンターノが正義を優先公理として定式化していると考えれば、ブレンターノの規範倫理学の解釈に重大な変化が生じる可能性がある。
- (4) クラウスの註によれば、遺稿の執筆時期は1903年以前(白内障手術以前)であると推定される。(Vgl. USE118, 138)
- (5) 引用文は、ウーティツの祖母の死に際して、彼がブレンターノから受け取った悔やみ状(1907年2月7日付の書簡)の内容である。(小倉43f.参照)

## ●文献表

(引用に際しては、各引用の末尾に文献の略号とページ数またはパラグラフ数を示した。)

BM: Franz Brentano, "Bemerkungen zu James Martineaus Types of Ethical Theory".

GAE: Franz Brentano, *Grundlegung und Aufbau der Ethik*, Felix Meiner Verlag, 1977.

USE: Franz Brentano, *Vom Ursprung sittlicher Erkenntnis*, Felix Meiner Verlag, 1969.

McAlister: Linda McAlister, *The development of Franz Brentano's ethics*, Rodopi, 1982.

Utitz: Emil Utitz, "Erinnerungen an Franz Brentano", *Zeitschrift f. philos. Forsch.*, Bd. XIII, Heft 1, 1959.

小倉: 小倉貞秀『ブレンターノの哲学』以文社 1986.

(2005年12月1日 受理)